

神奈川県漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）を選任するための手続等について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年7月8日農林水産省令第47号。以下「省令」という。）並びに改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日水産第499号水産庁長官通知）別添海面利用制度等に関するガイドライン第8に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(推薦及び募集)

第2条 知事は、海区委員を選任しようとするときは、法第139条第1項の規定により、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、海区委員になろうとする者の募集を行う。

(推薦及び応募の資格)

第3条 海区委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項についてその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 年齢18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者

(推薦手続)

第4条 海区委員の推薦の手続は、次のとおりとする。

- (1) 漁業者をその他の個人の漁業者が推薦するときは、3名以上が連名し、その代表者が神奈川県委員会委員候補者推薦書（漁業者推薦）（第1号様式）を知事に提出するものとする。
- (2) 漁業者を漁業団体等が推薦するときは、その団体の代表者が神奈川県委員会委員候補者推薦書（漁業団体等推薦）（第2号様式）を知事に提出するものとする。
- (3) 漁業者以外の者について団体が推薦するときは、その団体の代表者が神奈川県委員会委員候補者推薦書（漁業者以外の者に係る団体推薦）（第3号様式）を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第5条 募集に応募しようとする者は、神奈川県委員会委員候補者応募申込書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 知事は、海区委員の推薦の求め及び募集に当たっては、本県のホームページにより周知に努めるものとする。

(募集期間並びに推薦及び募集に応じた者の公表)

第7条 海区委員の推薦の求め及び募集の期間（以下「募集期間」という。）は、おおむね1か月とする。

- 2 知事は、募集期間の中間において、省令第45条第1号に規定する事項について、本県のホームページに公表しなければならない。
- 3 知事は、募集期間終了後、省令第45条第2号に規定する事項について、遅滞なく本県のホームページに公表しなければならない。

(候補者の選定)

第8条 知事は、第4条及び第5条の規定により、推薦を受けた者及び募集に応募した者から海区委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定するに当たっては、法第135条の海区委員会の所掌に属する事項について利害関係を有しない者を少なくとも1名選定しなければならない。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、海区委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう努めるものとする。
- 3 知事は、第3条に規定する資格要件を全て満たした、推薦を受けた者及び募集に応募した者の総数が法第138条第2項に定める海区委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、その公正性及び透明性を確保するため、神奈川県海区漁業調整委員会委員選定委員会（以下「選定委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

(候補者の決定)

第9条 知事は、選定委員会委員の意見を参考とし、候補者を決定するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、海区委員の選任について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。